



佐野ブランドキャラクターさのまる
© 佐野市

農業委員会 だより

第 20 号

令和 7 年 3 月
編集・発行
佐野市農業委員会
佐野市高砂町 1 番地
TEL 0283 (20) 3059



農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を提出



わな猟講習会へ参加



農地パトロールを実施



オリーブ栽培の視察研修

— 主 な 内 容 —

◇会長挨拶 ◇耕作放棄対策研究部会活動報告	2 P
◇鳥獣害対策研究部会活動報告	3 P
◇経営安定対策研究部会活動報告	4 P
◇委員の活動 ◇農業者年金普及推進活動報告	5 P
◇市への意見書の提出 ◇新しい担い手の紹介①	6 P
◇新しい担い手の紹介②	7 P
◇農地バンクを活用しましょう ◇編集後記	8 P

農業委員会会長あいさつ

佐野市農業委員会 会長 大 芦 宏

農業委員会だより第20号の発行にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

農業に携わる皆さまには、農業委員会の業務に関しまして、ご理解とご協力をいただいております。心から感謝申し上げます。

昨今の農業を取り巻く状況は、遊休農地、耕作放棄地、鳥獣害、農業者の高齢化、さらには気候変動や国際情勢の不安定化による農業資材等の高騰、そして水田活用の直接支払交付金による「5年水張りルール」の見直し不安等、既にご承知の通りであります。

このような状況下、わが国においては、担い手への農地集積・集約を進めるため、「人・農地プラン」が法定化され、今年度「地域計画」が策定されることとなります。既に本市においても、「地域計画」策定に向け、座談会が開

かれるなどされておりますが、今後はこれらの実現に向け、農業委員会・行政・地域が連携していくことが重要になります。

特に農業委員会有志としても、中山間地域の耕作放棄地問題については、市員町を参考に「オリブの植栽」による取り組みを考えております。

また、昨年12月24日には「佐野市農業施策」への更なる改善と提案と致しまして、金子市長に「佐野市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出しました。様々な状況下、農業委員会としても農業委員と農地利用最適化推進委員一丸となつて、諸問題の解決に向けた活動に力を注いで参ります。

これからも、皆さまのより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お待ちしております。

耕作放棄対策研究部会の活動について

部会長 小 関 昭 男

昨今の農業情勢は、農業従事者の高齢化が一段と進み、農家人口の減少による耕作放棄地の増加、また、鳥獣被害の拡大等の問題を抱えています。

耕作放棄地は全国的な問題となっており、佐野市においても例外ではありません。

農地を適正に管理することは、農地所有者の義務であります。農地の管理を怠ると雑草や樹木が繁茂してしまします。一度荒れてしまった農地を耕作可能な農地にすることは容易ではありません。

また、農地の管理を怠ると鳥獣害の発生や隣接地へ悪影響を及ぼし、トラブルに発展することもあります。

農業委員会では、全国的に問題になっている耕作放棄地の解消に向け、農業委員、農地利用

最適化推進委員全員で定期的に農地パトロールを行い、農地の利用状況を調査することにより、耕作放棄地の発生防止及び解消に努めています。



農地パトロールの様子

鳥獣害対策研究部会の活動について

副部会長 横 塚 則 夫

鳥獣害対策研究部会では、野生鳥獣被害が深刻化している奥佐野と呼ばれる中山間地域の皆さんが安心して営農できるよう、講習会を通じて有害鳥獣の捕獲技術を学び、その普及活動をしています。今年度も11月8日に旧戸奈良小学校で開催された佐野市有害鳥獣被害対策協議会主催のわな猟講習会に多数の委員の参加をいただきました。講習では猟友会員から実際の「くくりわな」と「箱わな」を用いての基礎知識と技術を学びました。

佐野市では前年度にイノシシ646頭、二ホンシカ1042頭、サル45匹が捕獲されました。しかし今年度はイノシシの出没や被害が多く、10月から12月の3か月だけで前年度を越える743頭が捕獲されています。

今後も耕作者の減少と耕作放棄地増加により有害鳥獣は益々増えると思われる、市街地周辺地域の被害も懸念されます。そのため中山間地域に限らず講習会で学んだ事を生かして、皆さんの理解と協力と情報を得て安心して暮らせる郷になれるよう取り組みたいと思います。

鳥獣害対策の基礎



お持ちの農地について

- ・高齢で耕作が続けられない…
- ・相続したが管理できない…

佐野市農業公社 にご相談ください!

- ①借り手を探すお手伝いをします。
- ②借り手が見つかった際の契約の手続きをします。

(公財) 佐野市農業公社

☎ 0283-21-5489 〒327-0007 佐野市金吹町2351

農業青色申告のすすめ

佐野市農業青色申告会では、会員を対象に各種申告書類の書き方・提出について講習会や相談会を開催しております。

新たな会員を募集しています。申し込みは佐野市農業青色申告会事務局へ
(農業委員会事務局内)

☎ 20-3059

経営安定対策 研究部会の活動について

部長 川田 恒夫

このたび経営安定対策研究部会では、耕作放棄地対策と経営安定のために「オリーブ栽培」ということで、令和6年4月24日の農業委員会総会の時に、館林市の株式会社ジャングルデリバリー代表の三田英彦氏を招いて、研修会を開きオリーブ栽培の現状を聞きました。そして、7月31日に市貝町で視察研修会を行いました。

オリーブには、オイルなどに加工できる実が収穫できるものと、お茶にするための葉のみが収穫できるものの2種類があり、実を収穫するまでには5年程かかり、葉の方は3年程かかることでした。栽培は草対策は必要だが、わりと管理は楽であるとのことでした。

オリーブオイルを取る苗木

1本の値段が5千円前後と高めですので、10アール当り60本の苗木が植えられるので、予算としては30万円ほど必要になります。

苗木を植えてから収穫ができるまで5年程かかりますが、ある程度成長した後は鳥獣被害が少ないということで、耕作放棄地対策の一つになればと願っております。



オリーブ栽培の視察研修

委員の活動

「自分達で農地を守る」

農地利用最適化推進委員

武井 孝夫

今、全国で策定が行われていて、当佐野市でも進められている地域計画があります。計画では、その地域の農地を維持するため、担い手や集団組織に農地の集積・集約を進めています。

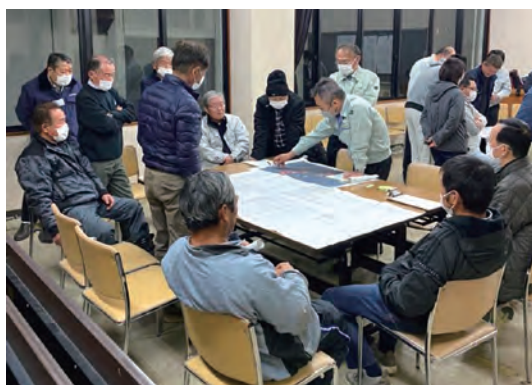
しかし、近年では農家の高齢化に伴い農地を貸したい、返したいという相談を受けますが農地の借り手を探すのが大変難しくなっています。担い手の方に話を聞いても条件が悪いとか、手一杯で無理だからと断られることがあります。

現役の担い手も年齢と共に規模を縮小したり、離農したりとなるわけです。「明日は我が身」ということです。そうなるからでは遅いのです。自分たちの地域の農地は自分達で守らなければなりません。そのためにも地域計画を策定した3年後、5年後の短い周期で考えなければ間に合いません。担い手の

方には地域計画の集まりに進んで参加してもらいたいと思います。

また、貸し手の地主さん達も、農地に無関心にならずに多面的機能支払交付金を利用し活動組織の中で水路の堀さらいや草刈り等のできる事で担い手の手助けができれば農地を借りやすく維持していけると思います。

貸し手、借り手お互いに協力し合い、自分達の農地は自分達で守るという強い思いを持つてもらいたいと思います。私達、農業委員、農地利用最適化推進委員も皆さんと一緒に農地、農業を守っていききたいと思っています。



地域計画に向けた座談会

農地の貸借に関する注意喚起

- 相対で知人に貸したり借りたりしている
- 相続で取得した農地を知らない人が耕作している
- 知らない人の農地を親の代から耕作している
- ⇒手続きをしていないと下記のトラブルに発展する可能性があります
- 相対で貸している農地を返してもらえない
- 借り手に賃借権が時効取得され、離作料を請求された
- 親の代から耕作している農地を突然返せと言われた

農業委員会、農業公社、農地中間管理機構、いずれかの機関で手続きが必要です

農地の貸し借りについては、農業委員会にご相談ください

「農業者年金普及推進に向けて」

農業者年金加入推進委員

石澤 和枝

昨年農業委員に就任しました折、私は農業従事者の皆さまの明るい将来のためにできることに尽力したいという思いを持ちました。

農業者年金の制度の存在を知りました時に、私の思いと直結するものだと思えました。そして加入を推進する委員としてできることをしたいと思いました。

農業者年金は終身年金であり、税制面での優遇や担い手に対する手厚い政策支援(国庫補助)等のメリットが多くあります。更に大きな特徴は、積立方式(確定拠出型)であるため、月々の保険料の額を自分で選択し、いつでも変更が可能であるとい

うところですよ。

12月に、加入推進に向けて戸別訪問を実施しました。チラシと個別のシミュレーションを提示しながらのお伝えでしたが、直接お会いすることで農家の皆さまが農業者年金への加入を考慮する契機になるものと考えます。

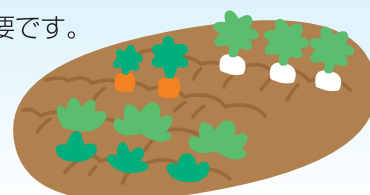
これからも、他の推進委員やJAとの連携で普及推進に努めたいと思います。



加入推進のための戸別訪問

こんなときは手続きが必要です！

- 農地を所有権移転や貸借するとき
農地を売買・交換・贈与するとき、貸し借りをするときは、許可等が必要です。
- 農地を転用するとき
農地を農地以外(住宅、太陽光発電、駐車場など)にするときは許可や届出が必要です。
- 農地を相続したとき
農地を相続したときは届出が必要です。



各種申請は原則毎月1日が締切です。(問い合わせ 農業委員会事務局 ☎ 20-3059)

※締切日は変更になることがありますので、お問い合わせください。

佐野市長に令和7年度
農地等の利用の最適化の
推進に関する意見書を提出

佐野市農業委員会では、「令和7年度佐野市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」をまとめ、12月24日に金子市長に提出しました。

また、市長と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換も行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- 一、鳥獣害対策
- 二、担い手の確保と支援
- 三、農業基盤の整備対策
- 四、耕作放棄地対策

※詳細は佐野市ホームページでご覧になれます。



金子市長へ意見書を提出

新しい担い手を紹介します! ①

「椎茸の原木栽培」

串田 力斗さん(関馬町)

串田さんが関馬町で椎茸の原木栽培に取り組み始めてから5年目となります。多いときは年間1万2千本のほだ木で栽培し、「道の駅どまんなかたぬま」へ出荷するほか、贈答用の肉厚の椎茸は口コミなどのお客様から毎年注文が入ります。そのほか、椎茸の炊き込みご飯や佃煮などのお惣菜も製造販売しています。

元々祖父が椎茸農家でしたが、串田さんが高校3年生の時を最後に、きのこ栽培を廃止したそうです。そのときは後を継ぐことは考えていませんでしたが、大学へ進学してから椎茸の原木栽培を志し、在学中から各地のきのこ農家を訪ねて勉強していたそうです。祖父の姿を見ていたこと、ほだ木の穴開けなどを手伝っていたこと、元から山の仕事が好き



だったことなどが動機となり、大学3年生の時にコロナ禍でオンライン授業となったのを機に佐野に戻り栽培を始めたとのこと。

やりがいを感じるときを尋ねたところ、贈答用の椎茸は手間が掛り利益率は良くないが、お客様に毎年喜んでもらえる注文が入る時や、里山の木を無駄にせず使っている時を挙げていただきました。

また、使い終えた原木は、切断など加工をし、乾燥機で乾

かし昆虫の産卵木などとして業者へ卸しています。そのため、ほだ木1本当たりの収益は椎茸の販売だけに比べ7割増し程になるそうです。

椎茸を発生させるビニールハウスは、傾斜のあつた地面を均し骨組みは中古のものを調達し、自分で建て経費を抑えています。加えて3haの農地でペット用の牧草も栽培しています。

椎茸の原木栽培をきっかけに地元に戻りましたが、その後、株式会社クシダを立ち上げ、農業のほか、食品の製造加工販売や林業、木材製品の製造加工販売など6次産業化に取り組んでいます。里山の環境や資源を活用してお金に換え、雇用を生み出し、上げた利益を地域に還元したい。それによって地域が活気を取り戻し、この地域を守っていききたいと意気込みを聞かせていただきました。

新しい担い手を紹介します! ②

「ぶどう根域制限栽培」

尾崎 顕夫さん(石塚町)

尾崎さんは7年前からシャインマスカットを栽培し始め、2年前に「道の駅どまんなかたぬま」に出荷できたことから、農業を本業にしようと決断しました。

十数年前から個人投資家のかたわら趣味の延長で知人の農業を手伝っていました。ビニールハウスが空き、そこで多品種のぶどう栽培を始めたそうです。



ぶどうの出来が良くなり出荷できるようになり、規模の拡大を考えていたところ、知人の借りていた農地が市街化区域にあり、宅地化で使用できなくなることから新たに農地の取得を考えました。新たな農地探しには苦労しましたが、石塚町で農地を譲り受けることができ、順次面積を増やし計42aの畑を所有しています。

ぶどうの栽培技術についてはインターネットや書籍で、農業研究所や農業大学等の公開レポート、論文などから独学で習得したそうです。その中でも、ぶどうの根が伸びるスペースを意図的に制限して、樹勢や品質の向上を図る「根域制限栽培」というポット栽培のような手法を採用しています。水はけや水持ちを考慮し、ぶどうに適した土壌を購入しているそうです。

石塚町の新たな農地では8畝のビニールハウス1棟の骨組みが完成し、今年中にさらに



2棟の設置を予定しています。井戸から取水し溶液を与える自動灌水システムもほぼ完成しています。これらの作業は全てご自身で行っています。

一人で何でもやることや、お金がかかるなどの苦労はあるが、味や見映えが良いぶどうができたときにはやりがいを感じること。

シャインマスカットの出荷は現在は100房程だが、将来はビニールハウスを9棟に増やし、新しい品種を取り入れ1500房を目指し、通信販売にも取り組んでいきたいと意気込みを語ってくれました。

営農・生活に役立つ

農業総合専門誌。



を読みましよう!

購読申し込みは

農業委員会事務局
又は地元委員へ

積立方式
で安心

国が支える

老後の備えとして

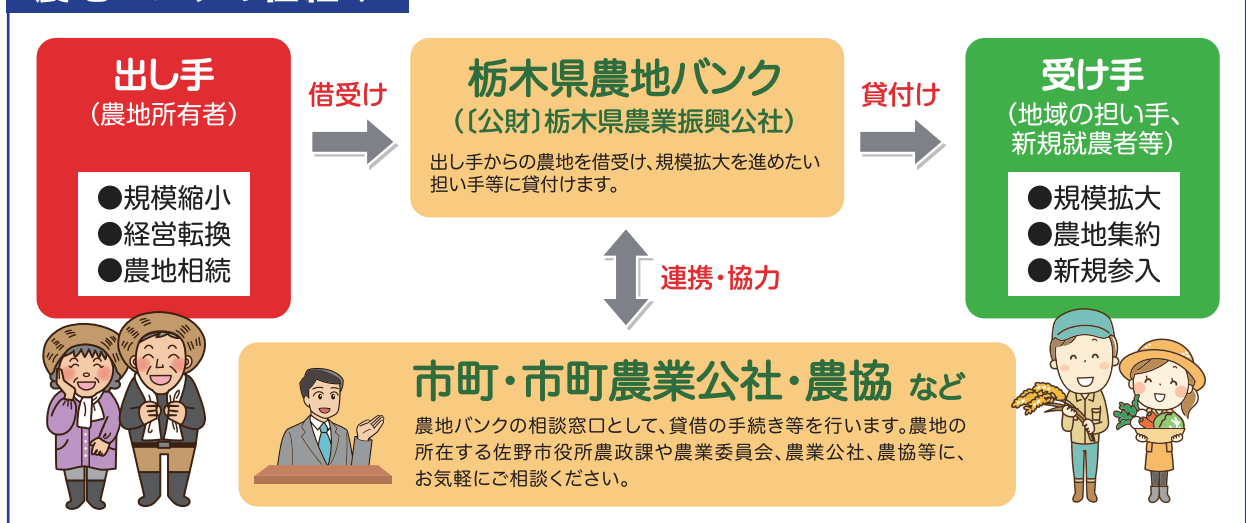
農業者年金

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。



農地バンクを活用しましょう!

農地バンクの仕組み



出し手の メリット

- ①農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。
- ②賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

受け手の メリット

- ①経営規模の拡大が図れます。
- ②長期間の借入れが可能なので、安心して耕作や設備投資ができます。
- ③出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。

- 対象農地は、市街化区域以外の区域の農地です。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。協力金の交付の対象は、農業振興地域内の農地のみとなります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金や農地の固定資産税の軽減が受けられます。

農地の売買は栃木県農業振興公社の 農地売買等事業をご活用ください!

ご利用には要件がありますので、佐野市農業公社にお問い合わせください。

編集後記

農業委員会だより第20号発行にご協力いただきました皆さまに心より感謝申し上げます。

農業委員会では法令等に基づいた許可や届出受理などと共に、農地利用の最適化や佐野市の農業発展のための活動などを行っております。

これからも本誌を通して委員の活動や地域農業に関する情報をお伝えしてまいります。

今後とも地域の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

編集委員

編集委員長	大芦 宏
編集副委員長	新井 勉
編集委員	小林 秀男
編集委員	松島 明
編集委員	穂原 洋子